仕 様 書

- 1 件 名 演壇の購入
- 2 納入期限 令和6年(2024年)7月31日まで
- 3 納品場所 草加市役所本庁舎7階 会議室 (埼玉県草加市高砂一丁目1番1号)
- 4 支払方法 納入完了後一括払
- 5 品名・規格・数量

品名、企画及び数量は、下表のとおりとする。

品名	参考寸法 (単位:mm)	参考例示品			数量 (単位:台)
	W1,800	コクヨ	オカムラ	オカムラ	
演壇	D1,200	BSS-1-□1	4303LB-	4303LB-	1
	H200		MG07, MK17	MX5□	

6 特記事項

- (1) 納入する演壇は、参考例示品と同等品以上とする。
- (2) 上表の参考例示品には、本体製品の製品番号のみを記載していることに留意し、演壇としての機能を満たすために本体製品以外の付属品等が必要となる場合は、これらの調達及び諸費用も含むものとする。
- (3) 演壇は新品のものとし、傷、歪み、凹み、汚れ等の付着がないものであること。また、設置までの間に製品の仕様変更やモデルチェンジ等があった場合には、原則、最新のものを引き渡すこと。
- (4) 演壇の色柄は、全ての標準色から選択可能なものとすること。

7 その他

- (1) 仕様書別紙記載の参考品以外(同等品以上)で積算する場合は、見積書提出前にあらかじめ必ず担当者にカタログ等を提示した上で、担当者の了承を得ること。
- (2) 搬入等の作業に当たっては、市役所業務及び来庁者に支障のないよう、十

分注意するものとする。

なお、本庁舎には、非常用エレベーターが 1 基 (積載量 2, 0 0 0 k g、 定員 3 0 人) あり、搬入の際に使用することができる。

- (3) 業務上知り得た事項を漏らしてはならない。
- (4) 草加市環境マネジメントシステムに基づく取組に協力すること。
- (5) 草加市政における公正な職務執行の確保に関する条例(平成19年条例第16号)第6条及び草加市が締結する契約からの暴力団排除措置要綱(平成8年告示第155号)第9条の規定に基づき、次の事項を遵守すること。
 - ア 受注者及び受注者の下請業者が、不当要求行為を受けた場合又は不当要 求行為による被害を受けた場合若しくは被害が発生するおそれがある場合 は、市長に報告するとともに、所轄の警察署に通報すること。
 - イ 受注者は、市及び所轄の警察署と協力し、不当要求行為の排除対策を講 じること。
- (6) 仕様に疑義が生じた場合は、担当課と協議すること。
- 8 問合せ先 草加市役所 庶務課 文書管理係 保坂 電話048-922-0954 (直通)